

【適用関係】 電子申請および電子媒体の届出について

令和8年10月1日から短時間労働者に係る賃金要件が撤廃されたことにより、同日より最低賃金の減額特例の対象者が健康保険・厚生年金保険に任意加入することができる制度が開始されました。

これに伴い、令和8年10月1日に日本年金機構の届出書作成プログラム（以下「同プログラム」という。）が「Ver. 33」から「Ver. 34」に更新され、「資格取得届」・「資格喪失届」の様式が変更されましたが、日本年金機構から事前の情報提供がなかったため当組合の基幹システムが対応できておらず、同プログラムで作成された一部の電子申請および電子媒体の届出データが基幹システムに取り込めない事象が発生しております。

当該事象につきまして、同プログラムをご使用の事業主様におかれましてはご迷惑をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

現在、当組合の基幹システムの改修を行っておりますが、改修が完了(令和8年10月20日予定)するまでの間、同プログラムをご使用いただいております事業主様におかれましては「Ver. 34」への更新を控えていただき「Ver. 33」で作成されたデータを届出いただきますようお願い申し上げます。

※すでに同プログラム「Ver. 34」へ更新された場合は、当組合の基幹システムの改修が完了するまでの間、大変お手数ですが紙媒体の届出書をご提出いただきますようお願いいたします。

※基幹システムに取り込めなかった場合は、当組合からご連絡させていただきます。

※基幹システムの改修が完了しましたら、改めてホームページにてお知らせいたします。

＜お問い合わせ先＞	大阪薬業健康保険組合	適 用 課	Tel 06-6941-5004
		神戸支部	Tel 078-221-6100
		京都支部	Tel 075-801-2905